

韓国 貿易管理制度 輸出入品目規制 税関確認事項 詳細

関税法第 226 条による税関長確認物品および確認方法指定告示

制定	1988.4.20	関税庁告示	第 88-533 号
改正	1989.1.4	関税庁告示	第 89-555 号
	1989.5.29	関税庁告示	第 89-274 号
	1990.7.5	関税庁告示	第 90-638 号
	1991.1.10	関税庁告示	第 91-669 号
	1991.9.26	関税庁告示	第 91-699 号
	1992.2.27	関税庁告示	第 92-717 号
	1993.8.6	関税庁告示	第 93-816 号
	1993.11.3	関税庁告示	第 93-830 号
	1995.3.20	関税庁告示	第 95-920 号
	1997.7.2	関税庁告示	第 97-028 号
	1999.3.5	関税庁告示	第 99-012 号
	1999.10.7	関税庁告示	第 99-040 号
	2000.9.20	関税庁告示	第 2000-33 号
	2001.1.20	関税庁告示	第 2001-3 号
	2001.6.5	関税庁告示	第 2001-25 号
	2001.10.23	関税庁告示	第 2001-51 号
	2001.12.20	関税庁告示	第 2001-59 号
	2002.6.7	関税庁告示	第 2002-21 号
	2002.12.31	関税庁告示	第 2002-45 号
	2003.5.12	関税庁告示	第 2003-17 号
	2004.5.12	関税庁告示	第 2004-24 号
	2004.12.29	関税庁告示	第 2004-52 号
	2005.8.12	関税庁告示	第 2005-25 号
	2006.1.19	関税庁告示	第 2006-4 号
	2006.9.4	関税庁告示	第 2006-35 号
	2006.12.29	関税庁告示	第 2006-52 号
	2007.6.1	関税庁告示	第 2007-13 号
	2008.12.19	関税庁告示	第 2008-43 号
	2009.8.20	関税庁告示	第 2009-33 号
	2009.10.28	関税庁告示	第 2009-115 号
	2011.1.14	関税庁告示	第 2011-1 号
	2011. 12. 26	関税庁告示	第 2011-53 号
	2012. 12. 26	関税庁告示	第 2012-44 号
	2013. 12. 30.	関税庁告示	第2013-89号
	2014. 11. 19.	関税庁告示	第2014-102号
	2015. 7. 31.	関税庁告示	第2015-27号
	2016 12 30.	関税庁告示	第2016-66号
	2018. 4. 19.	関税庁告示	第2018-10号
	2020.4.6.	関税庁告示	第2020-10号
	2022.1.1.	関税庁告示	第2022-4号
	2023.4.7.	関税庁告示	第2023-18号
	2024.7.30.	関税庁告示	第2024-33号

第1条(目的)

この告示は関税法第226条第2項および関税法施行令第233条の規定により税関長が確認すべきである輸出入物品およびその確認方法、確認手続きなどを定めることを目的とする。

第2条(用語の定義)

この告示で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “要件確認機関”とは、関連法令により輸出入物品に対する許可・承認・表示、その他条件を確認・証明する輸出入関連機関をいう。
2. “税関長確認”とは、税関長が輸出入申告資料の審査過程で輸出入要件を備えているかどうかを確認することをいう。
3. “要件申請”というのは、輸出入時に許可・承認などの証明が必要な物品を輸出入しようとする者が要件確認機関の長に許可・承認、その他条件を備えるために申請することをいう。
4. “インターネット通関ポータル”(以下、“通関ポータル”という)は、輸出入申告など国民請願業務処理および情報サービスを受けるために <https://unipass.customs.go.kr> にて接続されるインターネットサイトを言う。
5. “自律確認優秀企業”とは、輸出入申告時に税関長の確認を省略し、通関以降に要件確認機関が事後管理するよう関税庁長と要件確認機関の長が協議して指定した企業を言う。
6. “要件免除物品”とは、関連法令に基づき輸出入要件が免除される物品であり、免除手続は本告示または関連法令を適用する。

第3条(要件申請方法)

- ① 輸出入時に許可・承認などの証明が必要な物品を輸出入しようとする者は、要件申請を通関ポータルを利用して要件確認機関の長に行うことができる。
- ② 通関ポータルを利用せず、書面などの方式で要件申請を行おうとする者は、要件確認機関の長に直接申請しなければならない。
- ③ 通関ポータルの利用手続きは「国家関税総合情報網の利用および運営などに関する告示」の規定を準用する。

第4条(通関ポータルを利用した要件申請対象)

通関ポータルを利用して要件申請を行うことができる輸出入物品は、別表3のうち、通関ポータルと電算網がつながれた要件確認機関の業務に限定する。

第5条(要件申請の効力発生時点)

要件申請の効力発生時点は、通関ポータルを通じて電子送信された資料が要件確認機関のシステムに受け付けられた時点とする。

第6条(要件申請時の提出書類など)

- ① 要件申請時に提出しなければならない書類および訂正など、その他の要件申請に関連する手続きは個別法令によって要件確認機関の長が定めるところによる。
- ② 要件確認機関の長は 個別法令の改正などによって通関ポータルを利用した要件申請の書式および業務手続きの変更が必要な場合、関税庁長と予め協議しなければならない。
- ③ 要件免除物品であっても税関長の確認が必要な物品である場合には、第1項および第2項の規定を適用する。

第7条(確認物品および確認事項)

- ① 関税法(以下「法」という)第226条第2項により、通関時に税関長が確認しなければならない輸出入物品の対象法令および物品の具備要件と物品別輸出入要件は“別表1”および“別表2”の通りである。
- ② 第1項にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する物品は税関長の確認を省略することができる。

1. 対外貿易法施行令第19条による事由に該当する物品。ただし、次の各目の法令の適用を受ける物品は税関長が輸出入要件を備えているかを確認する。

イ. 麻薬類管理に関する法律

ロ. 植物防疫法

ハ. 野生動物保護および管理に関する法

ニ. 銃砲刀剣火薬類などの安全管理に関する法

ホ. 水産生物疾病管理法

ヘ. 家畜伝染病予防法

ト. 廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律

チ. 薬事法(食品医薬品安全処長が定める誤・乱用の恐れがある医薬品に限る。ただし、自宅治療の目的で処方箋を税関長に提出する場合にはこの限りではない。)

リ. 「輸入食品安全管理特別法」(「輸入食品安全管理特別法施行規則」別表8の2に該当する食品などは除く。)

ス. 通信秘密保護法

ル. 化学物質管理法(禁止物質、制限物質に限る。但し、制限物質のうち、試験・研究・検査用試薬は除く。)

ヲ. 生物多様性の保全及び利用に関する法律

リ. 生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律

2. 法第 255 条の 2 による輸出入安全管理優秀公認業者、自律確認優秀企業など、別表 5 の税関長確認省略対象の輸出入者が輸出入申告する物品。ただし、第 1 号のただし書きに該当する物品は除外する。

③ 第 1 項にもかかわらず別表 1 および別表 2 で定めた物品が南北間で搬出入される場合、税関長は該当法令による要件確認書の他に統一部長官の搬出承認書または搬入承認書を追加で確認しなければならない。ただし、「搬出・搬入承認対象品目および承認手続に関する告示」(統一部)第 5 条による包括承認対象物品はこの限りではない。

第 7 条の 2(自律確認優秀企業)

① 自律確認優秀企業を申請(延長)しようとする者は税関長に別紙第 1 号書式の自律確認優秀企業指定(延長)申請書を提出(延長申請の場合は、承認有効期間の満了日の 3 カ月前までに提出)しなければならない。

② 第 1 項により申請書を受け付けた税関長は別表 4 の基準を充足するかどうか、事後管理が可能かどうかなどを要件確認機関と協議し、承認如何を申請人に通知しなければならない。

③ 第 1 項にもかかわらず税関長は要件確認機関の長が要件確認業務の与件上、事後確認が必要であると判断して税関長に職権で自律確認優秀企業の指定を要請する場合、第 2 項による審査を行った後に承認如何を要件確認機関の長および指定対象者に通知しなければならない。

④ 第 2 項による承認有効期間は承認日(延長承認の場合は、承認有効期間の満了日の翌日)から 3 年とする。

第 8 条(指定要請)

① 税関長は、毎年 11 月に要件確認機関の長を対象に、税関長の確認対象として指定するよう要請する物品があるかどうかについての需要調査を実施することができる。ただし、要件確認機関の長は、緊急の場合には、需要調査期間でないときにも輸出入物品の要件具備の確認を税関長に要請することができる。

② 第 1 項に基づき、税関長に税関長確認対象物品の指定を要請しようとする機関の長は、別紙第 2 号書式の税関長確認対象物品指定要請書に関連法令・対象物品・対象物品別の HSK10 桁番号、要請事由などを記載し、通関規制影響分析書、品目分類事前検討結果確認書などを添付して税関長に提出しなければならない。

③ 第 2 項の規定による要請を行う要件確認機関の長は、税関長が要件具備を電算で確認できるように電算網の連携方法、連携時期および法第 246 条の 3 に基づく安全性検査の実施計画を共に通知しなければならない。

④ 第 2 項の規定による要請を受けた税関長は要請事由・要請内容・物品の特性、輸出入物品の通関要件、電算網の連携、法第 246 条の 3 に基づく安全性検査の実施計画などを考慮し、税関長の確認対象として指定するかどうかを決定した後、これを要件確認機関の長に通知しなければならない。ただし、税関長は、税関長の確認対象にするかどうかを決定するために必要な場合には、関連機関の意見を聞くことができる。

- ⑤ 要件確認機関の長が輸出入要件を規定している法令の改正などで“別表1”および“別表2”で定めた税関長確認対象の輸出入物品および確認事項を変更する場合は、変更内容およびその事由を直ちに税関長に通知しなければならない。ただし、税関長確認対象物品の追加指定を要請する場合には、第1項ないし第3項の規定に従う。
- ⑥ 税関長は、通関段階で摘発実績、要件確認機関による要件確認の運営、事後管理の実績、通関環境などを総合的に考慮し、税関長の確認対象物品として運営する必要がないと判断される物品については、要件確認機関との協議の上、税関長の確認対象物品から除くことができる。
- ⑦ 税関長は、税関長確認対象品目のうち、HSK10 桁の変更が必要な品目または物品の通関時に税関長が税関長の確認が必要と判断した品目などの情報を要件確認機関の長に提供することができる。
- ⑧ 要件確認機関の長は、第7項に基づき税関長から情報を提供された品目が税関長の確認対象として指定される必要があると判断した場合には、第1項ないし第3項の規定に基づいて当該品目を税関長の確認対象として指定するよう要請することができる。
- ⑨ 要件確認機関が税関長の確認対象に指定しようとする物品は、次の各号をいずれも満足するものでなければならない。各号のいずれかを満たし得ない場合、税関長は、要件確認機関との協議のうえ税関長確認対象物品から除くことができる。
1. 税関長の確認対象に指定しようとする物品の関係法令が統合公告に反映されていること。
 2. 税関長の確認対象に指定しようとする物品の輸出入具備要件が統合公告の輸出入要領に反映されていること。
 3. 通関単一窓口の構築および第9条第2項に基づく電算による輸出入要件の確認が可能であること。

第9条(確認方法)

- ① 要件確認機関の長は輸出入要件の確認内容を、ネットワーク化された電算網を通じて税関長の通関システムに電子文書で通知しなければならない。
- ② 税関長は通関システムに通知された輸出入要件の確認内容を照会し、税関長確認をしなければならない。ただし、以下の各号のいずれか一つの法令の適用を受ける物品のうち、要件確認内容が保安の要求される秘密事項であるか、または同一業務に対する要件確認機関が基礎自治団体単位(地方自治体のうち、市、郡、自治区をいう)まで散在し、電算網をつなぐことが困難であると考えられる物品は、要件確認書類により税関長確認ができる。
1. 外国為替取引法
 2. 防衛事業法
 3. 銃砲刀剣火薬類など取締法
 4. 原子力安全法
 5. 野生生物保護および管理に関する法
- ③ 要件確認機関の長が通関システムに電子送信した電子文書はこれを原本として認める。
- ④ 税関長は第2項による確認時に以下の各号のいずれか一つに該当する場合、輸入申告内訳と要件承認内訳を電算で相互突合して自動審査する電子審査制を運営できる。

1. 要件承認番号などの申告内訳の一部比較のみで要件の有無が確認できる場合
2. 主務部長官または要件確認機関の長の要請がある場合
3. 個別法令の特性上、社会安全または国民保健に及ぼす影響が制限的な場合
4. 同一な税番に多数の法令要件が重複することにより迅速な通関の阻害が懸念される上で、当該法令が他の法令よりも相対的にリスク度が低い場合
5. その他迅速な通関の支援などのために関税庁長が必要であると認める場合

第10条(通関資料の要請および提供)

- ① 要件確認機関の長が輸出入要件の効率的な管理のために関税庁長から通関資料の提供を求める場合には、関連法令・対象物品・対象物品別 HSK10 桁番号・要請事由と電算網をつなぐ方法およびつなぐ時期を記載して関税庁長に提出しなければならない。
- ② 第1項の規定による要請を受けた関税庁長は要請事由と内容などを検討した後、通関資料の提供可否を決定して要件確認機関の長に通知しなければならない。
- ③ 第2項による通関資料は関税庁と電算網が連携された機関に限り電子文書として提供される。
- ④ 第1項にもかかわらず、第7条第2項第2号により税関長確認が省略された物品は要件確認機関の長の申請がなくても通関以降の要件申告如何を確認できるよう、関税庁長が要件確認機関の長に通関実績を提供することができる。

第11条(再検討期限)

関税庁長は「訓令・例規などの発令および管理に関する規定」に従って、この告示に対して2025年1月1日基準で毎3年になる時点で(毎3年目の12月31日までを言う)その妥当性を検討して改善などの措置を取らなければならない。

附則(1999.10.7.関税庁告示第99-40号)

第1条(施行日)

この告示は、1999年11月1日の輸出入申告分から適用する。

附則(2000.9.21.関税庁告示第2000-33号)

第1条(施行日)

この告示は、2000年10月23日の輸出入申告分から適用する。

附則(2001.1.19.関税庁告示第2001-3号)

第1条(施行日)

この告示は、2001年2月1日の輸出入申告分から適用する。

附則(2001.6.5.関税庁告示第2001-25号)

第1条(施行日)

この告示は、2001年6月25日の輸出入申告分から適用する。

附則(2001.10.23.関税庁告示第2001-51号)

第1条(施行日)

この告示は、2001年11月15日の輸出入申告分から適用する。

附則(2001.12.20.関税庁告示第2001-59号)

第1条(施行日)

この告示は、2002年1月1日の輸出入申告分から適用する。

附則(2002.6.7.関税庁告示第2002-21号)

第1条(施行日)

この告示は、2002年7月1日の輸出入申告分から適用する。

附則(2002.12.23.関税庁告示第2002-45号)

第1条(施行日)

この告示は、2003年1月1日の輸出入申告分から適用する。

附則(2003.5.6.関税庁告示第2003-17号)

第1条(施行日)

この告示は、2003年5月12日の輸出入申告分から適用する。

附則(2004.5.12.関税庁告示第2004-24号)

第1条(施行日)

この告示は、2004年5月15日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

第3条(適用制限)

有害化学物質管理法の対象物品のうち、[添付9-1]は2004年12月31日までに輸入申告されるものに限って適用する。

附則(2004.12.29.関税庁告示第2004-52号)

第1条(施行日)

この告示は、2005年1月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(適用制限)

2004年12月31日まで適用するようにした有害化学物質管理法の対象物品のうち、一物品目[添付9-2]の適用期限を2005年12月31日までとする。

附則(2005.8.12.関税庁告示第2005-25号)

第1条(施行日)

この告示は、2005年8月16日の輸出入申告分から適用する。ただし、植物防疫法に該当する物品のうち、新設される[添付4-1]は、2005年10月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2006.1.19.関税庁告示第2006-4号)

第1条(施行日)

この告示は、2006年1月23日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2006.9.4.関税庁告示第2006-35号)

第1条(施行日)

この告示は、公布した日から施行する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2006.12.29.関税庁告示第2006-52号)

第1条(施行日)

この告示は、2007年1月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2007.6.1.関税庁告示第2007-13号)

第1条(施行日)

この告示は、公布した日から施行する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2008.12.19.関税庁告示第2008-43号)

第1条(施行日)

この告示は、2009年1月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2009.8.20.関税庁告示第2009-33号)

第1条(施行日)

この告示は、2009年8月20日から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2009.10.28.関税庁告示第2009-115号)

第1条(施行日)

- ① この告示は、2009年11月2日の輸出入申告分から適用する。
- ② 廃棄物管理法、電波法および電機通信基本法の対象物品は、2010年1月1日の輸出入申告分から適用する。
- ③ 廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律の対象物品を輸出入する場合、改正具備要件(廃棄物の輸出/輸入許可確認書)は2010年1月1日から適用し、それ以前は現行告示による具備要件(廃棄物の輸出/輸入許可書)を適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2011.1.14.関税庁告示第2011-1号)

第1条(施行日)

- ① この告示は、2011年2月1日の輸出入申告分から適用する。
- ② 産業安全保健法の対象物品のうち、石綿含有製品の確認書発給は2011年4月1日の輸入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2011.12.26.関税庁告示第2011-53号)

第1条(施行日)①本告示は2012年1月1日の輸出入申告分から適用する。

- ②『品質経営および工業製品安全管理法』対象物品のうち、幼児用繊維製品、子供用アクセサリおよび二輪自転車は、2012年4月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)本告示は施行当時に従来の規定により施行していた事項は、従来の規定に従う。

附則(2012.12.26.関税庁告示第2012-44号)

第1条(施行日)

① この告示は、2013年1月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)

この告示の施行当時に従来の規定により施行している事項は従来の規定による。

附則(2014. 1. 1.関税庁告示第2013-89号)

第1条(施行日)この告示は、2014年1月1日の輸出入申告分から適用する。

第2条(経過措置)この告示の施行当時に従来の規定により施行中の事項は従来の規定による。

附則(2014. 11. 19.関税庁告示第2014-102号)

第1条(施行日)①この告示は、施行後に初めて申告する分から適用する。

②高圧ガス安全管理法の対象物品は、第9条第1項により要件確認機関の長が輸出入要件の確認内訳を連携された電算網を通じて関税庁の通関システムに電子文書で通知できるシステムが完了し、関税庁長が公告した日から適用する。

第2条(経過措置)この告示の施行当時に従来の規定により施行中の事項は従来の規定による。

附則(2015. 7. 31.関税庁告示第2015-27号)

第1条(施行日)この告示は、2015年7月31日から施行する。

第2条(一般的適用例)この告示は、同告示の施行後の輸出入申告分から適用する。

第3条(「計量に関する法律」による輸入要件の確認対象物品に関する適用例)[別表2]ロ(2)および[別表3]イ(20)の「計量に関する法律」による輸入要件の確認対象物品に関する改正規定は、関税庁長が別途公告する日から適用する。

第4条(経過措置)この告示は、施行当時に従来の規定に従って施行中の事項は従来の規定に従う。

附則(2016. 12. 30.関税庁告示第2016-66号)

第1条(施行日)この告示は、2017年1月1日から施行する。

第2条(適用例)この告示は、施行後最初の輸出入申告分から適用する。

第3条(経過措置)この告示は、施行当時に従来の規定に従って施行中の事項は従来の規定に従う。

附則(2018. 4. 19.関税庁告示第2018-10号)

第1条(施行日)この告示は、発令した日から施行する。

第2条(一般的適用例)この告示は、同告示の施行後の輸出入申告分から適用する。

第3条(個別適用例)農薬管理法および木材の持続可能な利用に関する法律の対象物品は9条第1項により、要件確認機関の長が輸入要件の確認内訳を、連携する電算網を通じて関税庁の通関システムに電子文書で通知できるシステムが完了し、関税庁長が別途公告する日から適用する。また、子供製品安全特別法に基づいて新規指定される対象物品は2018年11月1日の輸入申告分から適用する。

第4条(経過措置)この告示は、施行当時に従来の規定に従って施行中の事項は従来の規定に従う。

附則(2020.4.6.関税庁告示第2020-10号)

第1条(施行日)この告示は、発令した日から施行する。

第2条(一般的適用例)この告示は、同告示の施行後の輸出入申告分から適用する。

第3条(個別適用例)生活化学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律の対象物品は2020年7月1日の輸入申告分から適用する。

第4条(経過措置)この告示の施行当時、従前の規定により施行中の事項は、従前の規定に従う。

附則(2022.1.1.関税庁告示第2022-4号)

第1条(施行日)この告示は、2022年1月1日から施行する。ただし、「電気用品および生活用品の安全管理法」対象物品のうち自動車用タイヤについては、2022年7月1日から施行する。

第2条(一般的適用例)この告示は、同告示の施行日後の輸出入申告分から適用する。

第3条(経過措置)この告示の施行当時、従前の規定により施行中の事項は、従前の規定に従う。

第4条(廃止規定)この告示の施行と同時に、「税関長確認物品輸入要件変更指針」(通関企画課-3402、2020.7.2.)および「税関長確認物品輸入要件変更指針」(通関企画課-6477、2020.12.24.)は廃止する。

附則(2023.4.7.関税庁告示第2023-18号)

第1条(施行日)この告示は、2023年4月7日から施行する。

第2条(一般的適用例)この告示は、同告示の施行日後の輸出入申告分から適用する。

第3条(経過措置)この告示の施行当時、従前の規定により施行中の事項は、従前の規定に従う。

附則(2024.7.30.関税庁告示第2024-33号)

第1条(施行日)この告示は、2024年7月30日から施行する。

第2条(一般的適用例)この告示は、同告示の施行日後の輸出入申告分から適用する。

第3条(経過措置)この告示の施行当時、従前の規定により施行中の事項は、従前の規定に従う。

第4条(廃止規定)この告示の施行と同時に、「税関長確認物品(爬虫類)輸入要件変更指針」(輸出入安全検査課-1243、2024.5.10.)は廃止する。

【別表1】税関長確認対象輸出物品

1. 対象法令および物品の範囲と備えるべき要件

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(1) 麻薬類管理に関する法律に該当する物品	○食品医薬品安全処長の輸出承認(要件確認)書
(2) (削除)	
(3) 廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律に該当する物品	○流域(地方)環境庁長の廃棄物輸出許可(申告)確認書
(4) 外国為替取引法に該当する物品	○税関長の支払手段などの輸出申告済証 ○韓国銀行総裁または外国為替銀行長の支払などの方法(変更)申告書または外国為替申告(確認)済証
(5) 銃砲刀剣火薬類などの安全管理に関する法に該当する物品 イ) 拳銃・小銃・機関銃・砲、火薬・爆薬 ロ) その他の銃および部分品、刀剣、火工品、噴射機、電子衝撃機、石弓	○警察庁長の輸出許可証 ○地方警察庁長の輸出許可証
(6) 野生生物保護および管理に関する法律に該当する物品 イ) <削除> ロ) 絶滅の危機に瀕している野生生物(国際的な絶滅危機種を含む) ハ) <削除>	○<削除> ○流域(地方)環境庁長の絶滅の危機に瀕している野生生物(国際的な絶滅危機種)の輸出許可証(書) ○<削除>
(7) 文化遺産の保存および活用に関する法律に該当する物品	○国家遺産庁長の文化遺産国外搬出許可書または非文化遺産国外搬出確認書
(8) 南北交流協力に関する法律に該当する物品	○統一部長官の搬出承認書
(9) 原子力安全法に該当する物品 イ) 核物質 ロ) 放射性同位元素および放射線発生装置	○原子力安全委員会の輸出許可書 ○韓国原子力安全財団の輸出要件確認書
(10) 家畜伝染病予防法に該当する物品	○農林畜産検疫本部長の検疫証明書
(11) (削除)	
(12) 農業生命資源の保存・管理および利用に関する法律に該当する物品のうち人参種子	○農村振興庁長の輸出承認書
(13) 防衛事業法に該当する物品のうち軍用銃砲、刀剣、火薬類	○防衛事業庁長の輸出許可書

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(14) 生物多様性の保全および利用に関する法律に該当する物品 イ) 国外搬出承認対象生物資源	○流域(地方)環境庁長の生物資源国外搬出承認書
(15) 生活周辺放射線安全管理法に該当する物品 イ) 原料物質・工程副産物	○原子力安全委員会の確認証

ロ. 物品別の輸出要件

(1) HSK10 桁で区分できない物品の輸出要件

- ① 南北交流協力に関する法律による南北交易物品のうち、コンピューターおよび対北戦略物資の搬出承認手続きに関する告示(統一部)第2条に該当する戦略物資は統一部長官の搬出承認書
- ② 文化遺産または文化遺産である可能性がある物品は、文化遺産の保存および活用に関する法律による国家遺産庁長の文化遺産国外搬出許可書または非文化遺産国外搬出確認書

(2) HSK 10 桁で区分される物品の輸出要件

【別表 2】税関長確認対象輸入物品

イ. 対象法令および物品の範囲と備えるべき要件

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(1) 薬事法に該当する物品のうち、医薬品(先端バイオ医薬品を含む)および漢方薬材 イ) 医薬品および医薬外品 ロ) 自己治療用医薬品など(自己治療用、救護用など医薬品などの安全に関する規則第 57 条第 6 号により食品医薬品安全処長が定める品目に限る) ハ) 漢方薬材 ニ) 動物用医薬品	○韓国医薬品輸出入協会長の標準通関予定報告書 ○輸入要件確認免除推薦書 ○食品医薬品安全評価院長または食品医薬品安全処長が指定した漢方薬材品質検査機関長の検査済証や検体収去証、または輸入承認(要件確認)書 ○韓国動物薬品協会長の標準通関予定報告書
(2) 麻薬類管理に関する法律に該当する物品	○食品医薬品安全処長の輸入承認(要件確認)書
(3) 輸入食品安全管理特別法に該当する物品のうち食品および食品添加物、食品用器具および容器・包装、水産物、健康機能食品	○地方食品医薬品安全庁長の輸入食品などの輸入申告確認証
(4) (削除)	
(5) 植物防疫法に該当する物品のうち、植物、種子、原木、原石、加工木材	○農林畜産検疫本部長の輸入植物検疫証明書、加工品目確認書または禁止品除外確認書
(6) 飼料管理法に該当する物品	○農林畜産食品部長官が指定する申告団体の長(農協中央会長、韓国飼料協会会長、韓国単味飼料協会会長)の飼料輸入申告済証
(7) 家畜伝染病予防法に該当する物品	○農林畜産検疫本部長の動物検疫証明書、畜産物(飼料など)の検疫証明書または確認品目証明書
(8) (削除)	
(9) 電気用品および生活用品安全管理法に該当する物品 イ) 安全認証対象製品 ロ) 安全確認対象製品 ハ) 供給者適合性確認対象製品	○電気用品および生活用品 税関長の確認物品確認証 ○電気用品および生活用品 税関長の確認物品確認証 ○供給者適合性確認申告確認証明書(ただし、電気用品に限る。)

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(10) 廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律に該当する物品	○流域(地方)環境庁長の廃棄物輸入許可(申告)確認書
(11) オゾン層保護などのための特定物質の管理に関する法律に該当する物品のうち、輸入禁止物質、国際協約による輸入割り当て管理品目	○韓国石油化学協会長の輸入確認書
(12) 外国為替取引法に該当する物品	○税関長の支払手段などの輸入申告済証 ○韓国銀行総裁または外国為替銀行長の支払いなどの方法(変更)申告書
(13) 防衛事業法に該当する物品のうち、軍用銃砲、刀剣、火薬類	○防衛事業庁長の輸入許可書
(14) 化学物質管理法に該当する物品 イ) 禁止物質 ロ) 制限物質 ハ) 有毒物質	○流域(地方)環境庁長の禁止物質の輸入(変更)許可証 ○流域(地方)環境庁長の制限物質の輸入(変更)許可証 ○流域(地方)環境庁長の有毒物質の輸入(変更)申告証
(15) 石綿安全管理法に該当する物品	○流域(地方)環境庁長の石綿含有可能性のある物質輸入承認書
(16) 原子力安全法に該当する物品 イ)核物質 ロ)放射性同位元素および放射線発生装置	○原子力安全委員会の輸入許可書 ○韓国原子力安全財団の輸入要件確認書
(17) 銃砲刀剣火薬類などの安全管理に関する法に該当する物品 イ) 拳銃・小銃・機関銃・砲、火薬・爆薬 ロ) その他の銃およびその部分品、刀剣、火工品、噴射機、電子衝撃機、石弓	○警察庁長の輸入許可証 ○地方警察庁長の輸入許可証
(18) 野生生物保護および管理に関する法に該当する物品 (ただし、容易に識別できない加工品は除外) イ) 野生生物 ロ) 絶滅の危機に瀕している野生生物(国際的な絶滅危機種を含む) ハ) (削除) ニ) 指定検疫物	○市長、郡守、区役所長の野生生物輸入許可証 ○流域(地方)環境庁長が発行する絶滅の危機に瀕している野生生物(国際的な絶滅危機種)の輸入許可証(書) ○ (削除) ○ 国立野生動物疾病管理院長の野生動物輸入検疫証明書

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(19) 南北交流協力に関する法律に該当する物品	○統一部長官の搬入承認書
(20) 肥食料管理法に該当する物品のうち、危害性検査対象物品	○国立農業科学院長の重金属検査合格(免除)証明書
(21) 飲料水管理法に該当する物品のうち、飲料水、水処理剤	○市道知事の輸入申告済証
(22) 種子産業法に該当する物品 イ) 食糧作物種子 ロ) 野菜種子 ハ) きのご種菌 ニ) 薬用種子 ホ) 牧草、飼料種子または緑肥種子	○農業技術実用化財団の理事長の輸入要件確認書 ○韓国種子協会長の輸入要件確認書 ○韓国種菌生産協会長または山林庁長の輸入要件確認書 ○韓国生薬協会長または山林庁長の輸入要件確認書 ○農業共同組合中央会長の輸入要件確認書
(23) 化粧品法に該当する物品	○韓国医薬品輸出入協会長の標準通関予定報告書
(24) (削除)	
(25) 医療機器法律に該当する物品 イ) 医療機器 ロ) 試験用医療機器など(試験用、自家使用用、救護用など医療機器法施行規則第 32 条第 2 項に基づき食品医薬品安全処長が定める品目に限る。) ハ) 動物用医療機器	○韓国医療機器産業協会長の標準通関予定報告書 ○韓国医療機器安全情報院の長または韓国医療機器産業協会長の医療機器要件免除確認推薦書 ○韓国動物薬品協会長の標準通関予定報告書
(26) 人体組織安全および管理などに関する法律に該当する物品	○韓国医薬品輸出入協会長の標準通関予定報告書
(27) (削除)	
(28) 通信秘密保護法に該当する物品のうち、盗聴設備	○科学技術情報通信部長官の盗聴設備認可書
(29) 産業安全保健法に該当する物品 イ) 石綿含有製品 ロ) 製造などの禁止物質	○地方雇用労働官署長の製造禁止物質の輸入承認書または韓国産業安全保健公団理事長の確認書 ○地方雇用労働官署長の製造禁止物質の輸入承認書

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
ハ) 安全認証対象製品	○安全認証機関の安全認証確認書または書面審査結果の適合確認書
ニ) 自律安全確認対象物品	○自律安全確認機関の自律安全確認申告証明書

ロ. 品目別輸入要件

(1) HSK10 桁で区分できない物品の輸入要件

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(30) 化学・生物武器禁止および特定化学物質・生物作用剤などの製造・輸出入規制などに関する法律に該当する物品のうち、生物作用剤、毒素	○産業通商資源部長官の輸入許可書
(31) 水産動物疾病管理法に該当する物品	○国立水産物品質管理院長の輸入検疫証明書
(32) (削除)	
(33) 電波法に該当する物品 イ) 適合性評価対象または適合性評価試験申請機資材 ロ) 適合性評価免除対象機資材	○国立電波研究院長の適合性評価の確認または事前通関確認書 ○国立電波研究院長の適合性評価の免除確認書（ただし、免除確認が省略された場合は除く）
(34) 感染症の予防および管理に関する法律に該当する物品のうち高危険病原体	○保健福祉部長官の高危険病原体の搬入許可および引受申告確認書
(35) 高圧ガス安全管理法に該当する物品のうち、高圧ガス容器	○韓国ガス安全公社の容器検査申請確認書
(36) 子供製品安全特別法に該当する物品	○安全認証機関または安全確認申告機関の子供製品同一モデル確認証 ○安全認証機関または安全確認申告機関の事前通関対象子供製品確認証
(37) 計量に関する法律に該当する物品	○形式承認機関の形式承認確認書
(38) 衛生用品管理法に該当する物品	○地方食品医薬品安全庁長の衛生用品の輸入申告確認証
(39) 農薬管理法に該当する物品	○農村振興庁長の農薬品目登録証または農薬輸入許可証
(40) 木材の持続可能な利用に対する法律に該当する物品 イ) 木材、木材製品、木材パレット ロ) 成型木炭、木炭	○山林庁長の輸入申告確認証 ○山林庁長が指定した検査機関の木材製品の規格・品質検査結果通知書

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(41) 生物多様性の保全および利用に関する法律に該当する物品 イ) 生態系攪乱生物	○流域(地方)環境庁長の生態系攪乱生物輸入許可書

(1) HSK 10 単位で区分されない物品の輸入要件

イ) <削除>

(2) HSK10 桁で区分される物品の輸入要件

対象法令および物品の範囲	備えるべき要件
(42) 生活周辺放射線安全管理法に該当する物品 イ) 原料物質・工程副産物	○原子力安全委員会の確認証
(43) 生活科学製品および殺生物剤の安全管理に関する法律 イ) 安全確認対象生活化学製品	○韓国環境産業技術院長の安全基準適合確認申告証明書または国立環境科学院長の安全確認対象生活化学製品承認通知書
(44) 液化石油ガスの安全管理および事業法に該当する物品 イ) 移動式ブタン燃焼器・移動式プロパン燃焼器	○韓国ガス安全公社のガス用品検査申請書
(45) エネルギー利用合理化法に該当する物品 イ) 三相誘導電動機	○韓国エネルギー公団理事長の効率管理機資材輸入要件確認書または効率管理機資材事前通関確認書

【別表3】通関ポータルを利用した要件申請対象物品および業務

イ.輸入物品

対象法令および物品の範囲	対象業務
(1) 薬事法に該当する物品	○標準通関予定報告 ○漢方薬材の品質検査申請
(2) 輸入食品安全管理特別法に該当する物品	○輸入食品などの輸入申告
(3) 植物防疫法に該当する物品	○輸入植物の検疫申請
(4) 家畜伝染病予防法に該当する物品	○動物の検疫申請 ○畜産物の検疫申請
(5) (削除)	○(削除)
(6) 化粧品法に該当する物品	○標準通関予定報告
(7) 医療機器法に該当する物品	○標準通関予定報告
(8) 「麻薬類管理に関する法律」に該当する物品	○輸入承認申請
(9) (削除)	○(削除)
(10) (削除)	○(削除)
(11) 「人体組織の安全および管理などに関する法律」に該当する物品	○標準通関予定報告
(12) 水産生物疾病管理法に該当する物品	○水産生物の検疫申請
(13) 「廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律」に該当する物品	○廃棄物の輸入許可(申告)確認
(14) (削除)	○(削除)
(15) 電波法に該当する物品	○放送通信機資材などの適合性評価の確認または事前通関の申請 ○放送通信機資材などの適合性評価の免除申請
(16) (削除)	○(削除)
(17) 種子産業法に該当する物品	○種子輸入要件の確認
(18) 電気用品および生活用品安全管理法に該当する物品	○電気用品の要件確認申請 ○供給者適合性確認申告の申請 ○生活用品税関長確認物品確認の申請 ○電気用品および生活用品免除確認の申請
(19) 飼料管理法に該当する物品	○飼料輸入申告
(20) 高圧ガス安全管理法に該当する物品	○容器検査申請
(21) 子供製品安全特別法に該当する物品	○工業製品の同一モデルの申請

(22) 計量に関する法律に該当する物品	○形式承認確認の申請
(23) 衛生用品管理法に該当する物品	○衛生用品の輸入申告確認の申請
(24) 農薬管理法に該当する物品	○農薬品目登録または農薬輸入許可確認の申請
(25) 木材の持続可能な利用に関する法律	○山林庁長が指定した検査機関の輸入申告確認の申請
(26) 液化石油ガスの安全管理および事業法に該当する物品	○輸入ガス用品要件承認の申請
(27) エネルギー利用合理化法に該当する物品	○効率管理資機材輸入要件確認の申請または効率管理資機材事前通関の申請
(28) オゾン層保護などのための特定物質の管理に関する法律に該当する物品	○輸入確認申請
(29) 生活周辺放射線安全管理法に該当する物品	○輸入申告

ロ.輸出物品

対象法令および物品の範囲	対象業務
(1) 家畜伝染病予防法に該当する物品	○動物の検疫申請 ○畜産物の検疫申請
(2) 麻薬類管理に関する法律に該当する物品	○輸出承認申請
(3) 植物防疫法に該当する物品	○輸出植物の検疫申請
(4) 水産生物疾病管理法に該当する物品	○水産生物の検疫申請
(5) 廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律に該当する物品	○廃棄物の輸出許可(申告)確認
(6) (削除)	○(削除)
(7) (削除)	○(削除)
(8) 文化財保護法に該当する物品	○文化財の国外搬出許可申請または非文化財の確認申請
(9) 生活周辺放射線安全管理法に該当する物品	○輸出申告

【別表4】自律確認優秀企業の認証基準

輸出入実績 (要件確認品目の 実績)	申請日から直近3年間輸出入実績を有しており、直近1年間における認証対象法令基準により税関長の確認要件を具備した輸出入申告の件数または要件確認品目の件数が月平均100件以上である場合 ※中小企業基本法第2条に基づく中小企業の場合は50件以上
業者別統合 法規遵守度	関税庁長が定める業者別統合法規遵守度の点数が申請日の直近四半期の平均が90点以上である場合 ※中小企業基本法第2条に基づく中小企業の場合は85点以上

【別表5】税関長確認省略輸出入者

対象法令	対象輸出入者
電波法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税法第255条の2による輸出入安全管理優秀公認業者 ○ 関税法第188条により保税工場で製造された物品を輸入する業者 ○ 関税法第226条による税関長確認物品及び確認方法指定告示第7条の2により自律確認優秀企業に指定された業者
電気用品及び生活用品安全管理法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税法第255条の2による輸出入安全管理優秀公認業者 ○ 関税法第188条により保税工場で製造された物品を輸入する業者 ○ 関税法第226条による税関長確認物品および確認方法指定告示第7条の2により自律確認優秀企業に指定された業者
子供製品安全特別法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税法第255条の2による輸出入安全管理優秀公認業者 ○ 関税法第188条により保税工場で製造された物品を輸入する業者 ○ 関税法第226条による税関長確認物品及び確認方法指定告示第7条の2により自律確認優秀企業に指定された業者
化学物質管理法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税法第255条の2による輸出入安全管理優秀公認業者 ○ 関税法第226条による税関長確認物品及び確認方法指定告示第7条の2により自律確認優秀企業に指定された業者
防衛事業法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税法第188条により保税工場で製造された物品を輸入する業者

【別紙第1号書式】自律確認優秀企業の指定(延長)申請書

自律確認優秀企業指定(延長)申請書		処理期限	
		30日	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 延長		
企業名			
代表者		事業者登録番号	
所在地	(携帯電話 ☎) (FAX)		
関連要件 確認法令			
自律確認 要請品目	HSK		
	品名	※申告製品が多い場合は別紙記載可能	
<p>関税法第226条による税関長確認物品および確認方法指定告示第7条の2により、上記の通り自律確認優秀企業指定(延長)を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 (署名または印)</p>			
関税庁長 様			手数料
			無し
※具備書類:無し			